

重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社デイジー訪問看護ステーション
主たる事務所の所在地	〒673-0541 三木市志染町広野 2 丁目 91
代表者（職名・氏名）	栗田 信浩
設立年月日	令和 4 年 12 月 1 日
電話番号	0794-70-7625

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイジー訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒673-0541 三木市志染町広野 2 丁目 91
電話番号	0794-70-7625
指定年月日・事業所番号	令和 4 年 12 月 1 日指定 2862390180
管理者の氏名	金川 純
通常の事業の実施地域	三木市、神戸市西区（北山小学校区・押部谷小学校区・押部谷中学校区・神出小学校区・神出中学校区・） 小野市（市場小学校区）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日
休日	・土曜、日曜、祝日（振り替え休日を含む） ・年末年始（12月29日から1月3日）
営業時間	8：45～17：45

※当ステーションでは年間を通して24時間連絡が取れる体制を設けています

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2名	理学療法士	常勤 名
	非常勤 1名		非常勤 名
准看護師	常勤 名	作業療法士	常勤 名
	非常勤 名		非常勤 名
保健師	常勤 名	言語聴覚士	常勤 名
	非常勤 名		非常勤 名

7 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 金 川 純
----------	-------------

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

※利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(2) 支払い方法

月末締めで毎月10日以降に請求書をお渡しいたします。入金を確認できましたら、領収書を発行いたします。

現金での集金・指定口座への振込・口座振替にてお支払いください。

9 緊急時における対応

当ステーションでは、24時間体制で在宅療養を支援しております。

サービスを受けておられる利用者様、またはご家族様から電話により看護に関する相談をいただいた場合、必要に応じて訪問看護を行います。

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

緊急時訪問看護加算を契約の利用者様には、年間を通じて連絡が取れる電話番号をお知らせしています。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	医師
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0794-70-7625 面接場所 当事業所の相談室 受付時間 8時45分～17時45分
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	三木市役所 健康福祉部介護保険課	所在地：三木市上ノ丸10-30 電話番号：0794-82-2000
	兵庫県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地： 神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617

12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
- ア 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 指示書発行料は主治医の医療機関より請求されます。

13 感染症・災害発生時について

(1) 事業計画に向けた取り組みの強化

ア 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の早期の業務再開を図るための次の措置を講ずるものとします。

(ア)感染症や自然災害などの非常時の発生時において、事業所の業務継続計画（BCP）マニュアルに沿って研修・訓練を実施します。

(イ)BCP 委員会の中から担当者名 1 名を置き、定期的な委員会を開催し、定期的に計画の見直し、実行可能な内容になる様に見直します。

(ウ)感染症や災害の発生時、近隣の訪問看護事業所と連携し対応いたします。

介護保険での訪問看護サービスに係る加算

特別管理加算 I・II

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（I）（重症度が高い）	特別管理加算（II）
在宅麻薬等注射指導管理	在宅自己腹膜灌流指導加算・在宅血液透析指導加算
在宅腫瘍化学療法注射し指導管理	在宅酸素療法指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅狭心剤持続投与指導管理	在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅自己導尿管理
気管カニューレを使用している状態	人工肛門・人工膀胱を設置している状態
留置カテーテルを使用している状態	在宅自己疼痛管理指導管理
	在宅肺高血圧症患者指導管理
	難治性皮膚疾患処置指導管理
	真皮を超える褥瘡の状態
	点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

緊急時訪問看護加算 I・II

電話等に常時対応でき、緊急訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合、月 1 回加算されます。

初回加算 I・II

過去 2 月において、訪問看護の提供を受けていない場合加算される。（要支援⇔要介護に移行する場合、継続でも加算される。）

- 夜間早朝加算・深夜加算
 - 夜間（18：00～22：00） 早朝（6：00～8：00）
 - 深夜（22：00～6：00）利用者の求めで訪問看護を行った場合に加算される。

- 複数名訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ
 - 下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算される。
 - 1 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - 2 暴力行為、迷惑行為等がみられる場合
 - 3 その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

- 長時間訪問看護加算
 - 特別管理加算の対象者となる利用者に対して、1時間30分の看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算される。

- 退院時共同指導加算
 - 病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合に、退院退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

- ターミナルケア加算（要支援者は対象外）
 - 死亡日及び死亡前14日以内に医療保険、介護保険それぞれ1日以上（合計2日以上）の訪問があれば加算される。

- 看護・介護職員連携強化加算（要支援者は対象外）
 - 訪問介護員等が特定行為業務（喀痰吸引・経管栄養）を円滑に行うために、看護職員が支援を行った場合、月1回加算される。

- 看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ
 - 医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化する観点から、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について一定割合以上の実績等がある事業所を評価する加算。

サービス提供強化加算Ⅰ・Ⅱ

当事業所が、厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に加算される。

介護職員等処遇改善加算

月1回加算される。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	三木市志染町広野2丁目91
	代表取締役	栗田 信浩
	事業所名	デイジー訪問看護ステーション
	管理者	金川 純

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者
(又は法定代理人) 住所 _____
(本人との続柄 _____)

氏名 _____